

## 上牧町耐震診断支援事業に関する注意事項

上牧町耐震診断支援事業は、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された既存木造住宅（居住用一戸建て）「延べ床面積が 250 平方メートル以下で、かつ、地階を除く階数が 2 以下のもの」で耐震性能を現地調査に基づきチェックすることを目的とするものです。

当該事業による耐震診断を申し込まれるにあたっては、下記事項にご留意ください。

なお、全般的な住宅の相談や診断後の措置（補強工事等）の相談を目的とした技術者の派遣事業ではありませんのでご理解をお願いします。

### 【診断実施まで】

1. 耐震診断は、上牧町が予定している戸数を申込み先着順で決定します。  
※直接業者に耐震診断を頼まれた方は対象になりませんのでご注意ください。
2. 耐震診断の業務は上牧町が選定した奈良県木造住宅耐震診断員（以下「診断員」といいます。）がおこないます。  
※この診断員とは木造住宅の耐震診断をおこなう技術者として奈良県が登録をおこなった者であり、本事業を実施する際に使用する単なる「呼称」であり、公的な資格ではありませんのでご注意ください。
3. 診断にあたり、診断員から直接、調査日程についての調整をするための連絡が入ります。双方無理のない範囲で日程調整を行ってください。
4. 住宅の現地調査にあたっては、特に以下の点についてご協力して頂くこととなります。事前にご準備いただきますようお願いいたします。
  - ①調査当日は必ず立会いをお願いします。（なお、当日の調査は 2 時間程度と見込んでいます。）
  - ②建築時の設計図や工事請負契約書などをご準備ください。  
※書類が見当たらない場合は結構ですが、建築年次は何らかの方法で確認しておいてください。
  - ③天井や床下の点検口からの調査に支障がありそうな家具等がある場合は、可能な限り移動しておいてください。

### 【診断の当日】

1. 事前にお約束した日時に診断員がお宅を訪問します。  
診断員はまず最初に「奈良県木造住宅耐震診断員登録証」を提示しますのでご確認ください。  
※診断員が登録証を提示しない場合は、登録証の提示を求めてください。
2. 診断員は住宅の内・外を調査します。必ずどなたかご同行ください。
3. 診断員は住宅の状況を確認するため、いろいろと住宅の履歴等について質問をおこないます。お答えは診断結果に反映されますので、できる限り正確に答えて頂くよう努めてください。

4. 調査は原則としてすべて外観目視によりおこなわれます。調査上やむを得ず申込者の了承を得て住宅の一部を損傷した場合には、申込者側の費用において復旧していただきます。また、家具等が支障になり現状が確認できない場合にはその部分の調査は中止することとなります。その場合は診断の精度が下がることとなりますがご了承ください。
5. 記録のため住宅内外の写真を撮影しますのでご了承ください。
6. 調査中に疑問に感じられたことなどは、遠慮なく診断員にお尋ね下さい。
7. 現地で診断員とトラブルが発生した場合や診断員が改修工事をしつこく勧めるなど営業的な行為を行った場合などは、上牧町役場にご連絡ください。

#### 【結果の報告】

1. 現地調査を終了すると、診断員は報告書を作成し、受信者に耐震診断の結果を報告、説明するとともに診断結果に応じた改修実施に向けたアドバイス等を行います。

#### 【その他】

1. 耐震診断の結果を受けたその後の対応などに関する各種ご相談（改修計画等）は、今回の事業とは別途のものととなります。
2. 町・県の窓口でもご相談はお聞けますが、改修計画等に関するご相談や業者選定等に関するご相談等については、別途相談窓口を紹介させて頂くこととなります。参考にその窓口を記載します。

○設計事務所等の紹介：(社)奈良県建築士事務所協会   0742-34-8850  
○各種住宅相談               ：(社)奈良県建築士会               0742-30-3131(要予約)